

## 阿蘇市プレミアム付商品券を販売します

問 ウェルカム商品券実行委員会 ☎ 32-0200

**新**型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる消費を促進するために、プレミアム付商品券を販売します。各世帯に郵送されているはがき1枚につき2冊購入することができます。1冊5,000円で販売(1,000円券×7枚つづり)。

**販売期間** 令和3年1月31日(日)まで

**使用期間** 令和3年3月14日(日)まで

- ・購入の際は身分証明書による本人確認を行います。
- ・商品券は阿蘇市内の登録店舗でのみ使用できます。登録店舗はポスターの貼ってある店舗または商品券の2次元コードからご確認ください。



登録店舗はこちらから

このポスターが目印です



### 販売場所

- 1 阿蘇郵便局
  - 2 坊中郵便局
  - 3 赤水郵便局
  - 4 波野郵便局
  - 5 尾ヶ石郵便局
  - 6 肥後山田郵便局
  - 7 内牧駅前郵便局
  - 8 古城郵便局
  - 9 坂梨郵便局
  - 10 市役所まちづくり課  
(12月29日(火)～1月3日(日)を除く)
  - 11 市商工会一の宮支所  
(12月29日(火)～1月3日(日)を除く)
  - 12 道の駅波野(神楽苑)
  - 13 ふれあい市場あかみず
- ※販売時間は午前9時～午後5時  
※土日祝日は⑫・⑬の取扱店でのみ販売



5,000円で  
7,000円分の  
商品券



借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい

受付時間：平日9時～17時15分 TEL：0967-22-5223 \*完全予約制です。

音声でのご連絡が難しい方のみ、FAX0967-22-5224で相談予約受付。お名前、FAX番号を必ずご記入ください。

日程調整につきFAXで返信いたします。なお、相談にはご来所の必要があり、FAXでの相談はできません。

事務所名が変わりました！

- ・当事務所での相談が初めての方は、30分まで無料
  - ・初回30分超または2回目以降は30分3500円
- ※経済的に余裕がない方は、法テラスの無料法律相談制度をご利用になれることがあります。お問合せ下さい。

### 阿蘇法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

弁護士 森 あい



〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203 (阿蘇市商工会一の宮支所となり)

感染症対策のため、今年の税申告受付では以下の取組みを行います。  
早めのご準備をお願いします。

☎税務課 ☎ 22-3148

## ⑤確定申告および市・県民税(住民税)申告の一部先行受付

申告会場来場者の待機時間短縮、混雑・密集の緩和を図るため、次の要件を満たす人は先行して申告を受け付けます。

先行受付対象	先行受付要件
年収が年末調整をしてある給与収入のみで2,000万円以下の人	給与所得または公的年金所得の源泉徴収票を持っており、勤務先の年末調整や年金保険者に届けていない各種控除がある場合 (所得が確定している人の所得税の還付申告、来年度の市・県民税の税額算定に所得控除を適用するための申告) 例) ・寄附を行った分の寄付金控除がある。 ・医療費控除の対象となる医療費の支払いがある。 ・親族の扶養状況に変更がある。
年収が公的年金収入のみで合計収入額が400万円以下の人	

※給与収入と年金収入の両方がある人は2月16日(火)以降の通常の申告受付期間にお越しください。

- とき 2月1日(月)～2月15日(月) (休日・祝日等の市役所閉庁日を除く) 午前9時～11時30分 午後1時～4時
- ところ 市役所 1階 税務課
- 持参物

- ・源泉徴収票 ・身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、保険証など) ・印鑑(認印可)
- ・通帳など口座情報がわかるもの(還付先口座指定用)
- ・控除を受けようとする内容の証明書類
- (例) 寄付金控除証明書、身体障害者手帳、生命保険料控除額証明書、医療費控除の明細書・領収書 など

※日程の都合が悪い場合は、2月16日(火)以降の通常の申告受付期間にお越しください。

※以下に該当する人は先行受付の対象となりません。

- ・申告を行うことで所得が確定する人
- ・事業(営業、農業)所得、不動産所得、雑所得、一時所得、譲渡所得、山林所得がある人
- ・複数の給与支払いを受けている人
- ・個人年金収入がある人
- ・年末調整の結果や年金保険者への届出の内容が変わらない人

## 要介護認定に基づく障害者控除が受けられる場合があります

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、下記に該当し認定の基準を満たしている人は令和2年分の申告用として障害者控除を受けられる場合があります。「障害者控除対象者認定書」の交付を希望する人はお問い合わせください。



▲阿蘇市 HP

### ●認定書の対象(すべてに該当)

- ①令和2年12月31日現在(年の途中で死亡した場合はその日)で阿蘇市介護保険第1号被保険者に該当する人
- ②要介護認定を受けていて、認定基準を満たしている人(要支援は非該当)
- ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保険福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書などを所持していない人

### ●認定の基準

要介護度だけでなく、身体の障害の状態および認知症の状態による自立度も含めて判定します。要介護認定を受けている人が必ず認定書が交付されるとは限りません。

### ●申請方法

- ・申請者 本人または親族 ・持参物 介護保険証、印鑑
- ・申請先 市役所ほけん課

※申請用紙は、ほけん課・各支所窓口にあります。市のホームページからもダウンロードできます。

※審査後、郵送で交付します。窓口での即時交付はできません。

☎ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145

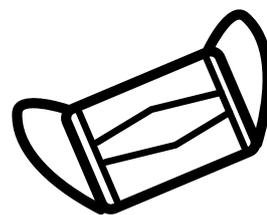
# 税の申告の準備をしましょう

## ①受付会場の変更等

- ・会場内の混雑・密集を緩和するため、阿蘇地区会場を**農村環境改善センター 農事研修室**に変更
  - ・建物内および駐車場の混雑・密集を緩和するため、受付会場の開設順を変更  
**一の宮地区(2/16～2/26)、波野地区(3/1・3/2)、阿蘇地区(3/3～3/15)**
- ※申告日程の詳細(期間・会場・行政区別)は広報あそ2月号に掲載します。

## ②検温等による入場制限

- ・各会場で非接触による自動体温測定を行います。熱がある場合は当日の入場をお断りしますので、事前にご家庭で検温を行いご来場ください(目安として、37℃以上の場合にご来場をお控えください)。
- ・会場内ではマスクの着用と手指の消毒をお願いします。
- ・会場内の待機スペースは高齢者等の利用を優先します。呼び出しブザーにより受付順にお呼びしますので、指定の待機場所や会場敷地内での待機をお願いします。



## ③市・県民税(住民税)申告書の郵送受付

各自で作成いただいた市・県民税申告書を郵送でご提出ください。  
 申告書の様式は、阿蘇市ホームページに掲載しています。  
 郵送提出ができるのは、所得税の確定申告を行う義務または必要がなく、  
 市・県民税申告のみ行う義務または必要がある人です。



▲阿蘇市 HP



## ④電話による申告受付

令和2年中に収入が無かった人、障害年金または遺族年金などの非課税収入のみがあった人は所得税の確定申告、市・県民税申告ともに義務はありません。  
 ただし、次のいずれかに該当する人は市・県民税申告を行う必要があります。

- ・来年度(6月以降)に自身の税証明(所得証明など)を必要とする人
- ・公共機関が提供するサービスを受けるために、自身の所得状況を申告する必要がある人

※申告がない場合は未申告となり、保育料、保険税(料)、医療費負担額などの算定に影響する可能性があります。

該当する人で市・県民税申告を行う人は2月1日(月)以降に電話でご連絡ください。



### 養護老人ホーム あそ上寿園

健康上寿な施設をめざします  
 心穏やかに暮らせる施設をめざします  
 地域に根差した開かれた施設をめざします

アルコール学習会を園で開催しています。  
 毎月第4土曜日14時～15時です。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞご来園ください。



〒869-2226 阿蘇市乙姫1600番地1  
 電話:0967-32-5501

広告

入所ご希望の方は、住所地の市町村へお尋ねください。

## 国民健康保険の届け出を忘れずに

☎ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

**国**民健康保険は、74歳までのすべての人が加入する制度です（健康保険、共済・船員保険を含む社会保険の被保険者とその被扶養者を除く）。

退職などの理由で社会保険に加入していない人は、国保に加入する必要がありますので、**14日以内**に窓口へ届け出てください。届け出

が遅れると、社会保険の資格喪失日までさかのぼって国保税が課税されますのでご注意ください。

社会保険などに加入した場合、国保の資格喪失届が必要です。届け出をしないと、国保税と社会保険料の両方を納める状態になりますので、忘れずに手続きしましょう。

### 国保加入手続きに必要なもの

- ▷ 資格喪失証明書   ▷ 離職票   ▷ 印鑑
- ▷ 世帯主・加入者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ▷ 本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ※ 60歳未満の人は併せて国民年金の加入手続きがあります。

### 国保脱退手続きに必要なもの

- ▷ 社会保険被保険者証
- ▷ 国民健康保険被保険者証   ▷ 印鑑
- ▷ 世帯主・脱退者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ▷ 本人確認ができるもの（運転免許証など）

※世帯以外の方が届け出する場合は委任状が必要です。

### 問い合わせ

【国保の届け出】ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145   【国保税の申告】税務課 市民税係 ☎ 22-3148

## 障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の皆さまへ

☎福祉課 子育て支援係 ☎ 22-3167

これまで、障害基礎年金等を受給している人は障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分以降の手当から、児童扶養手当の額が障害年金の子

の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。対象となる人は児童扶養手当受給のための申請が必要となりますので、早めの手続きをお願いします。

●申請期限 令和3年6月30日(水)まで

●申請に必要なもの

年金手帳、年金証書、印鑑、通帳、保険証、マイナンバーカードなど

※申請の要件によって必要書類が異なります。

※申請に必要な書類や児童扶養手当の対象となるかが不明な場合などはお問い合わせください。

※障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している人（障害基礎年金等を受給していない人）（※2）は、今回の改正後も、調整する公的年金等の範囲に変更はないので、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

※2 遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している人

## 阿蘇市競争入札参加資格審査申請書を受け付けます

 財政課 管財契約係  22-3204

**令** 和3・4年度に阿蘇市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の購入(製造及び修理を含む)、業務委託(建設工事関係を除く)への入札参加



を希望する事業者は「競争入札参加資格審査申請書」の提出が必要です。期限内に必ず申請書を提出してください。



## ●受付期間

2月1日(月)～2月26日(金)  
※午前9時～正午、午後1時～午後5時  
(土曜、日曜、祝日は除く)

## ●受付場所

〒869-2695  
熊本県阿蘇市一の宮町宮地504番地1  
阿蘇市役所総務部  
財政課管財契約係(本庁舎2階)

## ●受付業種

▷建設工事  
▷測量・建設コンサルタント等  
▷物品・業務委託(建設工事関係を除く)

## ●提出方法

郵送(2月26日(金)必着)  
※阿蘇市内業者は持参提出も可能。

## ●有効期間

令和3年4月1日(木)～令和5年3月31日(金)

## ●提出書類

- ①提出書類の詳細は、阿蘇市ホームページでご確認ください。
- ②様式は全て阿蘇市指定様式です。他の様式は使用できません(一部任意様式可)。
- ③書類順にA4ファイルに綴じて提出してください(ホッチキス・クリップ不可)。
- ④A4ファイルの表紙と背表紙に「阿蘇市競争入札参加資格審査申請書」と「社名」を明記してください。

## ●その他

- ▷様式は阿蘇市ホームページからダウンロードできます。
- ▷郵送の場合、返信用封筒を同封してください。
- ▷阿蘇市の競争入札参加資格は阿蘇医療センターでも適用されます。



▲阿蘇市 HP



マチを好きになるアプリ



広報あそがスマホで読める

ダウンロードはこちらから



阿蘇市がもっと身近になる機能が盛りだくさん! /

- 1 役立つ行政情報を見逃さない!  
 ニュース  広報誌
- 2 自分に合わせた情報が届く!  
 イベント  仕事  福祉  子ども  健康  環境
- 3 いろいろなマチの魅力をお届け!  
     

※「広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

## 阿蘇市長選挙 2月21日(日)投開票

選挙管理委員会 ☎ 22-3239

- 投票日** 2月21日(日)
- 投票時間** 午前7時～午後6時(荻の草、舞谷、深葉地区は午後4時まで)
- 投票場所** 市内22か所の投票所
- 投票方法** **期日前投票、不在者投票**→投票用紙に候補者の氏名を記入  
**当日の投票**→投票用紙の候補者欄にスタンプで「○」を押印  
持参した筆記用具での投票もできます。

マスクの着用を  
お願いします

### ●投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、18歳以上の阿蘇市民であって、令和2年11月13日現在で、阿蘇市に住民票がある人です。

新有権者は、平成15年2月22日までに出生した阿蘇市民であって、令和3年2月13日の基準日現在で、3ヵ月以上引き続き阿蘇市に住民票がある人です。平成15年2月17日から同年2月21日までに出生した人は、令和3年の誕生日の前日(18歳になった時点)から期日前投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会にお尋ねください。

※阿蘇市を転出した人は、転出日以降は投票できません。

### ●期日前投票・不在者投票

選挙当日に投票に行くことができない人は、期日前投票や不在者投票をご利用ください。

#### 期日前投票

投票期間 2月15日(月)～2月20日(土)  
投票時間 午前8時30分～午後8時  
投票場所 阿蘇市役所および各支所

※滞在地や病院等で行う不在者投票については早めに選挙管理委員会にお尋ねください。

12月号10・11ページに掲載しました人事行政運営状況の記事に誤りがありました。お詫びして訂正します。

10ページ 部門別職員数の状況(令和2年4月1日現在)

議会議会部門(令和2年度)2人 対前年増減数△1 → 議会議会部門(令和2年度)3人 対前年増減数0

一般行政小計(令和2年度)235人 対前年増減数△2 → 一般行政小計(令和2年度)236人 対前年増減数△1

11ページ 懲戒処分者数(令和元年度)

戒告1人 計0人 → 戒告1人 計1人

あそしな時計店  
めがね・補聴器・時計・宝飾  
馬本県阿蘇市一の宮町宮地1943-2  
TEL 0967-22-3619 FAX 090-4678-2995  
訪問対応可

広告

## 8020 達成おめでとうございます

健康増進室(一の宮保健センター) ☎ 22-5088

「**歯**と口の健康習慣事業」の一環として行われた、高齢者の良い歯のコンクールにおいて今年度 8020 を達成した 32 人が阿蘇郡市医師会から表彰を受けました。

8020 とは 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保っていることです。20 本以上自分の歯が

あればほとんどの食べ物を噛み砕くことができ、おいしく食べられます。

歯が失われる原因の多くはむし歯や歯周病です。厚労省の調査によると 40 歳を境に減り始め、60 歳代で平均 20 本、80 歳では平均 8.2 本に減っています。

氏名	行政区	氏名	行政区	氏名	行政区
岩下 基美	北1区	廣石 コミ	山田	上島 トキエ	永草
大塚 タカネ	北1区	久保 サヨ子	今町	下村 シズカ	永草
坂梨 多恵子	北2区	亀井 幸子	本村	古島 幸子	永草
古寺 又美	古神2区	室屋 ツジ子	竹原	河本 花子	赤水
宮崎 成子	古神3区	奥村 昭子	坊中	村田 昭治	狩尾2区
西村 ヒサ子	分1区	松野 吉光	坊中	上島 由紀子	跡ヶ瀬
山部 ケサヨ	分2区	瀬上 サツ子	南黒川	上島 義興	跡ヶ瀬
山部 武記	塩塚	松野 カズ子	南黒川	赤迫 美智代	赤仁田
上村 良一	神石	宮本 エツ子	南黒川	甲斐 今朝時	赤仁田
佐藤 洪行	内牧2区	市原 美江子	乙姫	岩下 和海	中江
濱 咲子	内牧4区	塚本 光	乙姫		

## 体の健康はお口の健康から

**白**分の歯を少しでも長持ちさせるために、大人はもちろん、歯が生え始める乳幼児期から正しい口腔の手入れの習慣を身につけましょう。

歯の本数が減ったとしても入れ歯を入れたり、

残った歯を大切に保っていけば食事も進み元気に過ごすことができます。毎日の食事を味わっておいしく食べることは心と体の健康を保つための第1歩です。

## 気をつけましょう

- ♡ 毎食後の丁寧な歯磨き
- ♡ 1日に何回も食事やおやつを食べない
- ♡ おやつは糖分が多いお菓子や飲み物をなるべく控え、果物やイモなどに
- ♡ 半年に1回を目安に定期的に歯科健診や歯石除去等を受ける

塗装・防水工事・メンテナンス

株式会社 井上

〒869-2302

熊本県阿蘇市三久保448番地22

web <http://www.aso-inoue.com/>E-mail [info@aso-inoue.com](mailto:info@aso-inoue.com)

塗装内容

(屋根・壁・破風板・軒天・デッキ・塀・他)

防水内容

(雨漏れ調査・屋上・ベランダ・コーキング・他)

-お見積・調査 無料-

もしも 0967-32-1501